

○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） [抜 粋]

（道府県固定資産評価審議会）

第 401 条の 2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

- 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。
- 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。
 - (1) 道府県知事が定める第 388 条第 1 項の固定資産評価基準の細目に関すること。
 - (2) 第 419 条第 1 項の勧告
- 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。
- 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

○ 長野県附属機関条例（令和 2 年 4 月 1 日長野県条例第 3 号） [抜 粋]

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任意務）

- 第 2 条 執行機関の附属機関として、別表の第 1 欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第 2 欄に掲げるとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1 年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

（組織）

第 3 条 附属機関は、別表の第 3 欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第 4 欄に掲げる人数で組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、別表の第 5 欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

- 第 5 条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第 1 項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。
- 2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。
 - 3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員 2 人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員 1 人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各 2 人以上
長野県総合評価技術委員会	委員 2 人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 12 条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第 7 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第 8 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第 9 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2～6 略

（別表）（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の数	委員の任期
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 401 条の 2 の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第 419 条第 1 項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事はその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第 401 条の 2 第 4 項に規定する者	12 人以内	3 年